

日本年金機構本部、県教委職員福利課を直接指導！

臨時講師から正採用になった際の年金取り扱いの誤りを指摘！

3月8日、高教組が臨時講師から正規採用になった職員の年金取り扱いについての要望書を提出したところ、県を飛び越えて、日本年金機構が是正を求める事態に発展しました。その結果、3月12日に日本年金機構本部の方も交えて、県教委職員福利課を直接指導し、県教委は「認識を改めたい。対応を検討させてほしい」と答えました。日本年金機構本部が、公務の職場に直接指導に入るのは極めて異例です。ここ2年間で、臨時講師から正採用になった方の年金問題で不利益になる取り扱いが是正されます。

日本年金機構本部による直接指導

3月12日金曜日、日本年金機構本部から参事、青森年金事務所からは副所長、厚生年金課長、課長代理が県教委を訪問し、直接指導しました。県教委は職員福利課の課長以下担当4名が対応しました。年金事務所側は、「一連の高教組・県教組が訴えてきた県教委の臨時講師から新採用の方の被保険者資格を継続しないという現行制度に間違いはないか」と確認したところ、県教委は「そうです」と回答しました。重ねて、年金事務所側から、「その取扱いは、平成26年通知の趣旨と違う。速やかに訂正していただきたい。本人たちの不利益にならないように2年以内の方々が間に合うように訂正してほしい」と指導しました。県教委は「私たちの認識を改めたい。対応を検討させてください。」と答えました。

平成26年度以降のすべての「臨時講師から正規採用」になった方の取り扱い変更は、時間的に難しいようですが、ここ2年以内の対象の方にとっては朗報です。

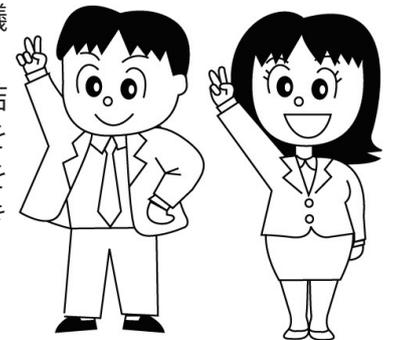
これまでの経緯

この問題については、臨時講師が2020年3月分の年金支払いを求められたことに端を発してい

ます。改めて「平成26年度通知」の意義や現状の取り扱いを厚労省に確認し、県教委の取扱いは間違っていることを確認しました。高教組は県教組と連名で要求書を提出し、交渉でも重点事項として強く改善を求めましたが、交渉の場では、職員福利課は拒否の姿勢を崩しませんでした。

それでも、臨時講師から臨時講師については2月に改善の方向が示されましたが、臨時講師から正規採用になった方の年金についての改善は拒否のままでした。高教組と県教組は連名で指導を求める要望書を年金事務所に提出しました。さらに、この問題を重く見た県議会議員が県議会で質問し、教育長の見解を質しました。2月議会での答弁内容が東奥日報で報道され、その結果、日本年金機構本部による直接指導となりました。

私たちの強い要求と丁寧な事実確認、交渉での追及、議会での県議会議員による質問、報道が結びつき、結果として国の機関を動かし、待遇改善を勝ち取ることができました。



高教組速報

2020 No.12 2021.3.16

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp